

練馬区福祉のまちづくり推進条例の適用時期について

練馬区福祉のまちづくり推進条例は10月1日施行です。

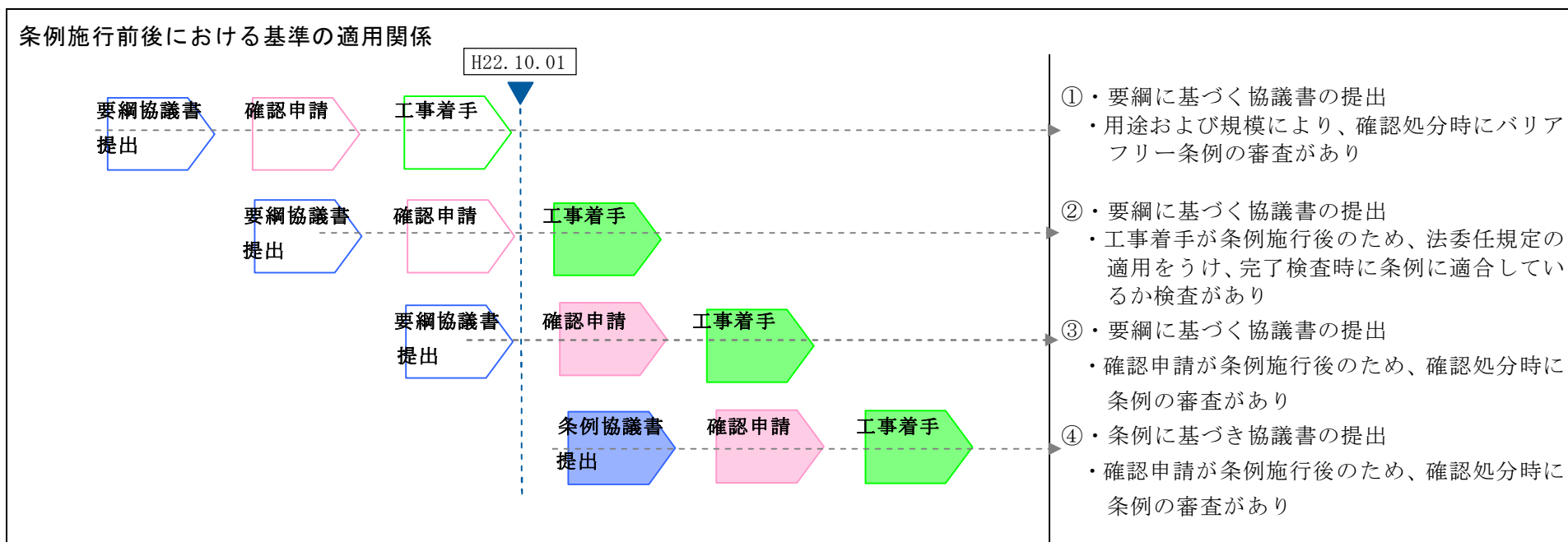
○第3章（法委任規定以外）の適用時期について

協議対象公共的建築物は確認申請前に協議が必要です。協議書の提出が10月1日以降になるものについて適用します。

（条例施行前に練馬区福祉のまちづくり整備要綱第5条の規定による協議が終了している公共的建築物を除く。）

○第5章（法委任規定）の適用時期について

工事着手が10月1日以降になるものについて適用します。



要綱協議：練馬区福祉のまちづくり整備要綱に基づき事前協議書の提出

確認申請：条例（第5章）の審査なし

工事着手：完了検査時に要綱に基づく協議内容の検査有り

条例協議：進条例（第3章）に基づく協議書の提出

確認申請：条例（第5章）の審査あり

工事着手：完了検査時に条例（第3章 第5章）の検査有り